第７号様式（第９条関係）
（その１）

平成　26　年分
（平成　　年　　月　　日開催分）

# 収　支　報　告　書

1. 政治団体の名称（ふりがな）　みんしゅとうさいたまけんだい９そうしぶ　民主党埼玉県第９総支部

2. 主たる事務所の所在地　埼玉県さいたま市浦和区高砂３－６－１６　藤沼ビル

3. 代表者の氏名　大島敦

4. 会計責任者の氏名　畠山稔

事務担当者の氏名
仲田昭雄
（電話）　０４８－８３３－３５００

埼玉県 収受 27.4.28 選挙管理委員会

| 収受 | | チェック | |
|---|---|---|---|
| 熊木 | | 熊木 | 7 |

| 一連番号 | 団体コード | 年分 | 異動 | 表番 | 行番 | 届出年月日 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | |

異動

**政治団体の区分**
- ☐ 政党
- ☑ 政党の支部
- ☐ 政治資金団体
- ☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
- ☐ その他の政治団体
- ☐ その他の政治団体の支部

**活動の区分**
- ☐ ２以上の都道府県の区域等
- ☑ 同一の都道府県の区域内

**資金管理団体の指定の有無**
- ☐ 有
- ☑ 無

公職の種類

資金管理団体の届出をした者の氏名

**国会議員関係政治団体の区分**
- ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
- ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名
大島敦

公職の種類
衆議院

**資金管理団体の指定の期間**
平成　年　月　日から
平成　年　月　日まで

**国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間**
平成　年　月　日から
平成　年　月　日まで

10 13
0200

# 収　支　の　状　況

（その２）

## 1. 収支の総括表

| | 14 | 16 | 77 88 |
|---|---|---|---|
| 収入総額 | 010 | | 十億 百万 千 円 158,024 |
| （前年からの繰越額） | 020 | | 35,000 |
| （本年の収入額） | 030 | | 123,024 |
| 支出総額 | 040 | | 0 |
| 翌年への繰越額 | 050 | | 158,024 |

## 2. 収入項目別金額の内訳

### (1) 個人の負担する党費又は会費

| | | |
|---|---|---|
| 金額 | 060 | 十億 百万 千 円 23,000 |
| 員数 | 070 | 12 人 |

### (2) 寄附

| ア 寄附（イを除く。）の区分 | REC No. | 金額 | 備考 |
|---|---|---|---|
| (ア) 個人からの寄附 | 080 | 十億 百万 千 円 0 | |
| （うち特定寄附） | 090 | 0 | |
| (イ) 法人その他の団体からの寄附 | 100 | 0 | |
| (ウ) 政治団体からの寄附 | 110 | 0 | |
| 小計 (ア)＋(イ)＋(ウ) | 120 | 0 | |
| （寄附のうち寄附のあっせんによるもの） | 130 | 0 | |
| イ 政党匿名寄附 | 140 | 0 | |
| 合計 (ア＋イ) | 150 | 0 | |

10 13

| 0 | 4 | 5 | 0 |
|---|---|---|---|

（その５）

## (5)　本部又は支部から供与された交付金に係る収入

| 14 16 | 17 交付金を供与した本部又は支部の名称 76 | 77 金額 88 | 年月日 | 主たる事務所の所在地 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 十億 百万 千 円 | | | |
| | 民主党埼玉県総支部連合会 | 100,000 | 26.5.19 | さいたま市浦和区高砂3-6-16 | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | この頁の小計 | 100,000 | | | |
| | 合計 | 100,000 | | | |

10 13

| 0 | 5 | 0 | 0 |
|---|---|---|---|

（その６）

## (6)　その他の収入

| 14 16 | 17 摘　要 76 | 77 金　額 88<br>十億 百万 千 円 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | この頁の小計 | 0 | |
| | 1件10万円未満のもの | 24 | |
| | 合計 | 24 | |

(その17)

# 資　産　等　の　状　況

1　資産等の総括表

| 資産等の有無 | | | |
|---|---|---|---|
| 資産等の項目別区分 | 有 | 無 | 備考 |
| ア　土地 | □ | ☑ | |
| イ　建物 | □ | ☑ | |
| ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権 | □ | ☑ | |
| エ　取得の価額が100万円を超える動産 | □ | ☑ | |
| オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。） | □ | ☑ | |
| カ　金銭信託 | □ | ☑ | |
| キ　有価証券 | □ | ☑ | |
| ク　出資による権利 | □ | ☑ | |
| ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金 | □ | ☑ | |
| コ　支払われた金額が100万円を超える敷金 | □ | ☑ | |
| サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利 | □ | ☑ | |
| シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金 | □ | ☑ | |

（その20）

# 宣　　誓　　書

添　付　書　類（別添のとおり）

1. 領収書等の写し

2. 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

3. 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成 27 年 3 月 30 日

政治団体の名称　民主党埼玉県第９総支部

会計責任者の氏名　畠山稔　畠山

※ 代表者の氏名　　印

※　解散の場合のみ代表者も記名押印又は署名すること。

# 政 治 資 金 監 査 報 告 書

平成２７年3月３０日

民主党埼玉県第９総支部
代表　大島　　敦　　殿

登録政治資金監査人 澤口紀男
登　録　番　号第　１４４　号
研修終了年月日　平成20年12月17日

1　監査の概要

（1）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、民主党埼玉県第９総支部の平成２６年１月１日から平成２６年１２月３１日までの法第１２条第１項に規定する報告書並びに当該報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書（以下「会計帳簿等の関係書類」という。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（2）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（3）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成した会計帳簿等の関係書類について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（4）この政治資金監査は、民主党埼玉県第９総支部の主たる事務所において行った。

2　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

民主党埼玉県第９総支部の平成２６年１月１日から平成２６年１２月３１日においては、政治活動は行われておらず、したがって、収支報告書に記載すべき支出に関する事項はありませんでした。

3　業務制限

民主党埼玉県第９総支部と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

また、民主党埼玉県第９総支部と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以　上